

福岡県公報

平成23年12月7日
第 3 3 3 7 号

目 次

告 示 (第1965号 - 第1981号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止の届出	(介護保険課) …………… 2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課) …………… 3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課) …………… 4
○土地改良区の清算人の退任	(農村整備課) …………… 5
○土地改良区の清算人の退任	(農村整備課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6

公 告

- 落札者等の公示 (システム管理課) …………… 6
- 一級建築士事務所の監督処分について (建築指導課) …………… 7

海区漁業調整委員会

- 区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催 (漁業管理課) …………… 7

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (職業能力開発課) …………… 7

告 示

福岡県告示第1965号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年12月7日から12月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年12月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑紫野都市計画土地区画整理事業(筑紫駅西口土地区画整理事業)の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
筑紫野市大字筑紫の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
筑紫野市建設経済部区画整理課

福岡県告示第1966号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	塔 瀬 十文字線 小 郡	前	朝倉市佐田4980番1先から 朝倉市佐田4994番1先まで	12.1 ～ 31.9	178.0
			後	朝倉市佐田4980番1先から 朝倉市佐田4994番1先まで	21.8 ～ 31.9	

福岡県告示第1967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般 国道	500号	前	小郡市小郡1517番1先から 小郡市小郡1516番1先まで	13.4 ～ 20.4	31.0
			後	小郡市小郡1517番1先から 小郡市小郡1516番1先まで	13.4 ～ 20.6	

福岡県告示第1968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	500号	小郡市小郡1517番1先から 小郡市小郡1516番1先まで

福岡県告示第1969号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

事務所の廃止

事務所の名称	所 在 地	廃止年月日
株式会社福祉サービス評価機 構 筑紫ラボラトリー	大野城市曙町3丁目3番1号 藤ビル2階	平成23年8月31日
株式会社福祉サービス評価機 構 宗像ラボラトリー	福津市手光南1丁目2番18号 司書ビル1階	平成23年8月31日

福岡県告示第1970号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宮若市宮田字唐人町1496の14、1496の15（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1971号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字新荒シ818の9（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字屋敷裏814の3（国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1972号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

遠賀郡芦屋町白浜町1455の108、1455の110、1455の144、1455の105・1455の109・1455の145・1455の150（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1973号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年11月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 田主丸ショッピングプラザ

(2) 所在地 福岡県久留米市田主丸町豊城字下ツプロ1895番地

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟東側	95	A棟東側	91
D棟東側	92	D棟東側	92
C棟北・南側	9	C棟北・南側	9
B棟南西側	44	B棟南西側	48
C棟東側	124	C棟東側	124
合計	364	合計	364

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
A棟北側	153.0	A棟北側	153.0
B棟西側	160.0	B棟西側	160.0
C棟南側	89.0	C棟南側	89.0
-	-	A棟東側	31.5
合計	402.0	合計	433.5

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
A棟北側	午前6時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
B棟西側	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで

C棟南側	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
A棟東側	-	午前6時から午前9時まで

福岡県告示第1974号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日独フォーラム

(2) 代表者の氏名

笹川 能孝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目9番35号トウセン天神ビル2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日独国民に対して、日独交流支援に関する事業を行い、日独両国の国際親善に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1975号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
犀川東部土地改良区 犀川南部土地改良区	平成23年11月25日

福岡県告示第1976号

解散した清算法人西吉富西部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
末吉 憲一	築上郡上毛町大字緒方189番地
中森 孝	〃 〃 大字尻高1258番地
則武 利明	〃 〃 大字成恒113番地2
石橋 佳信	〃 〃 大字矢方464番地
小森 博人	〃 〃 大字成恒280番地1

福岡県告示第1977号

解散した清算法人福岡市金武第二土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
大原 安信	福岡市西区大字金武766番地
典略 博成	〃 〃 〃 1057番地
大原 敏弘	〃 〃 〃 937番地の2
鍋山 伊昭	〃 〃 〃 764番地
典略 利明	〃 〃 〃 1057番地の2

若狭勝征	福岡市西区大字金武2070番地
------	-----------------

福岡県告示第1978号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩津和崎字後口306番2及び306番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市志摩津若崎146
末崎 道宏

福岡県告示第1979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	中間線 引野	前	中間市中央一丁目2806番1先から 中間市中央一丁目8169番先まで	23.4 ～ 26.2	16.6
			後	中間市中央一丁目2806番1先から 中間市中央一丁目8169番先まで	16.8 ～ 19.8	

福岡県告示第1980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	野 路 線 土佐井	前	築上郡上毛町大字土佐井740番先から 築上郡上毛町大字土佐井805番4先まで	7.7 ～ 10.0	132.4
			後	築上郡上毛町大字土佐井740番先から 築上郡上毛町大字土佐井805番4先まで	7.7 ～ 10.0	132.4
			後	築上郡上毛町大字土佐井740番先から 築上郡上毛町大字土佐井805番4先まで	8.3 ～ 11.8	148.7

福岡県告示第1981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

那 珂	県 道	福 岡 線 日 田	前	筑紫野市針摺西一丁目324番1先から 筑紫野市針摺中央二丁目317番1先まで	8.2 ～ 10.1	24.6
			後	筑紫野市針摺西一丁目324番1先から 筑紫野市針摺中央二丁目317番1先まで	10.1 ～ 11.5	24.6

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品の名称及び数量
全庁ファイル共有システム機器等の賃貸借一式 72ヶ月
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成23年10月7日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
西日本電信電話株式会社
 - 住所
福岡市博多区博多駅東3-2-28
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
90,266,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年8月26日

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成23年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年11月25日

2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
KM企画工房 一級建築士事務所	豊前市永久 307	岸本 浩昭	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-20570号

3 処分の内容

平成23年12月1日から建築士事務所の閉鎖3月

4 処分の原因となった事実

KM企画工房一級建築士事務所の管理建築士である岸本浩昭は、平成23年8月31日に国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により一級建築士免許の業務停止3月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する

。

平成23年12月7日

福岡県豊前海区漁業調整委員会 会長 高松 三男

1 開催日時

平成23年12月20日（火）14時

2 開催場所

福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号 豊前海水産会館

3 案件

福岡県豊前海区における区画漁業の漁場計画について

（平成24年5月1日に免許を予定している北九州市門司区大字浦中地先及び北九州市門司区大字井の浦地先におけるかき養殖業）

4 公述者の範囲

- 漁業権者
- 入漁権者
- 漁業権漁業の経営者
- 漁業協同組合関係者
- その他利害関係者

雑報

福岡県職業能力開発審議会公告

「第9次福岡県職業能力開発計画」の策定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、「第9次福岡県職業能力開発計画」（案）に対する意見を次のとおり募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成23年12月7日

福岡県職業能力開発審議会会長 中川 誠士

1 意見募集の対象となる答申案

第9次福岡県職業能力開発計画の答申案

2 答申案の要旨

第1部 総説

- 1 計画のねらい
- 2 計画の対象期間

第2部 職業能力開発をめぐる経済社会の現状

1 本県経済・産業構造の動向

- (1) 県内総生産の状況
- (2) 事業所数及び従業者数の状況
- (3) 産業構造の特徴
- (4) 産業構造の変化
- (5) 県内企業の海外進出の状況

2 労働市場の動向

- (1) 雇用・失業の情勢
- (2) 人口の動向
- (3) 若年者の状況
- (4) 女性の状況
- (5) 中高年齢者の状況
- (6) 障害者の状況
- (7) 非正規労働者の状況

3 県内企業の求める人材

- (1) 従業員採用時に求める人材
- (2) 社員教育の現状
- (3) 技能の継承

4 第8次福岡県職業能力開発計画の取組状況

第3部 職業能力開発計画の主要課題

- 1 市場拡大と雇用創出が見込まれる成長分野に対応した人材育成
- 2 国際競争力を有する高度なものづくり人材の育成
- 3 海外事業展開に対応する人づくり
- 4 安定的な雇用へ移行するための就職支援
- 5 若年者、女性、障害者等就職に困難な条件のある人達の就労支援

6 学校教育と連携したキャリア教育の推進

- 7 企業における人材育成の支援
- 8 次世代を担う若者への技術・技能の継承支援
- 9 職業能力開発推進体制の整備

第4部 職業能力開発の基本的施策

1 本県経済・産業構造に対応した職業能力開発

- (1) 将来の成長分野と労働力需要拡大分野における人材育成の推進
- (2) ものづくり分野における人材育成の推進
- (3) 海外事業展開に対応する人づくりの推進

2 本県雇用情勢に対応した職業能力開発

- (1) 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の推進
- (2) 個々の特性に合った職業能力開発の推進

3 県内企業の求める人材に対応した職業能力開発

- (1) キャリア教育の推進
- (2) 在職者に対する職業能力開発の推進
- (3) 技能を尊重する社会づくりの推進

4 職業能力開発推進体制の整備

- (1) 職業能力開発機関等の役割
- (2) 県立高等技術専門校等の体制強化

3 答申案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2番1号）
- (6) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見書の提出期間

平成23年12月7日（水）から平成23年12月20日（火）まで

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

6 意見書の提出先

郵便番号 812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課

ファクシミリ 092-643-3605

電子メール shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、〇〇字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。